

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上野さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	上尾市大字上野字三塚四七番四地先 から同市大字上野字三塚四七番一 地 先まで	区 間
一一・四二〇一六・一七	九・一七〇二二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	五五・二一〇	延長 (メートル)
		備 考